

青森県報

号外第五十七号

平成二十四年
十月十五日
(月曜日)

目 次

条 例

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例……………	(人 事 課) …… 二
青森県高等学校授業料減免事業等臨時特例基金条例の一部 を改正する条例……………	(総務学事課) …… 三
青森県災害対策本部条例の一部を改正する条例……………	(防災消防課) …… 四

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十四号

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

青森県附属機関に関する条例（昭和三十六年一月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二青森県防災会議の項中

「二 県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

三 県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、県並びに関係指定地方行政機関、関係市

町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互の連絡調整を図ること。

四 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。

「二 知事の諮問に応じて県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

三 前号に規定する重要事項に関し、知事に意見を述べること。

四 県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定

に、

を

公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

「十一人」を「十三人」に改め、「十五人」の下に「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数は七人以内」を加え、「並びに指定公共機関」を「指定公共機関」に、「の任期」を「並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の任期」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県高等学校授業料減免事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十五日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第六十五号

青森県高等学校授業料減免事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

青森県高等学校授業料減免事業等臨時特例基金条例（平成二十一年十月青森県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

2 平成二十四年度及び平成二十五年度における第一条及び第五条第一項第一号の規定の適用については、これらの規定中「私立の高等学校の生徒の授業料の減免及び」とあるのは、「私立の高等学校及び専修学校の高等課程の生徒の授業料の減免並びに」とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県災害対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十五日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第六十六号

青森県災害対策本部条例の一部を改正する条例

青森県災害対策本部条例（昭和三十七年十月青森県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条第七項」を「第二十三条第八項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭